

26日獣発第23号  
平成26年4月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、平成26年4月13日付け26消安第314号、26食産第239号及び26生畜第95号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、同局食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①平成26年4月13日、熊本県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、熊本県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられており、これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものであること、②家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じていること（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）、③農林水産省としても、鳥インフルエンザ関係情報を随時ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めていること、④本会においても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いについて、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、本会会員への周知につき特段の配慮を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先  
公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当 長野  
TEL 03-3475-1601



26消安第314号  
26食産第239号  
26生畜第95号  
平成26年4月13日

公益社団法人日本獣医師会会長

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
農林水産省食料産業局食品小売サービス課長  
農林水産省食料産業局食品製造卸売課長  
農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

#### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、熊本県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、熊本県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



## 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

本日、熊本県の肉用鶏農場①において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対処方針を決定しました。

また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。

当該2農場は、症状が出た農場で簡易検査が陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：

#### ①発生疑い農場

熊本県球磨郡（くまぐん）多良木町（たらぎまち）

#### ②飼養者が同一の農場

同県同郡相良村（さがらむら）

飼養状況：

① 肉用鶏（約5万6千羽）

② 肉用鶏（約5万6千羽）

### 2. 経緯

(1) 昨日午後、熊本県は、死亡鶏増加等の通報を受けて農場①の立入検査を実施。

(2) インフルエンザ簡易検査で死亡鶏の5羽中5羽で陽性。

(3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動制限を指示するとともに、遺伝子検査を実施。

(4) 本日、遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。

(5) また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定。なお、同県が当該別農場についても移動制限を指示済み。

### 3. 今後の対応

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3 km 以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3 km から10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査で陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、武久

代表：03-3502-8111（内線 4582）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

## 鳥インフルエンザについて<sup>(注)</sup> 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ わが国の鶏肉や鶏卵については、日々の殺菌・消毒等の衛生管理や発生時の出荷制限等の家畜防疫上の措置が行われています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

## 〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、注意が必要です。

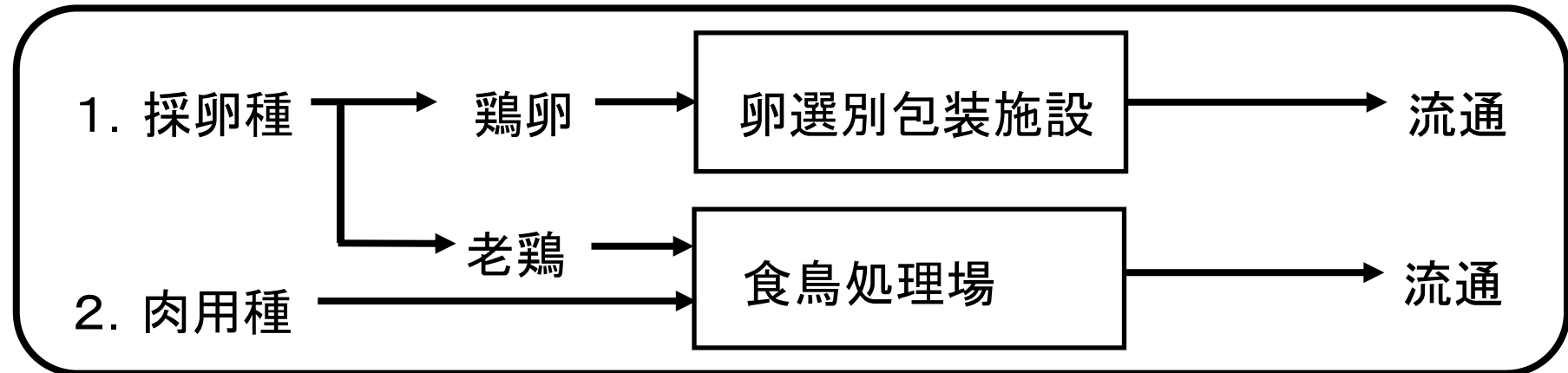
- 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。
- WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型感染が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

(注) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

## 〔参考情報〕

我が国においては、鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- **国産の鶏卵**は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、**次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵・消毒**されています。
- **国産の鶏肉**は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に**次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄・消毒**されています。



我が国においては、高病原性鳥インフルエンザや低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鶏や鶏卵の出荷制限等の家畜防疫上の措置が迅速に行われます。